

平成24年度予算編成方針

日本経済と国の動向

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの人々の命を奪っただけではなく国民生活や日本経済に大きな影響を与えている。こうした状況のもと、内閣府が発表した9月の月例経済報告では、「先行きについては、サプライチェーンの立て直しや各種の政策効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される。」とする一方、「電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、回復力の弱まっている海外景気が下振れた場合や為替レート・株価の変動等によっては、景気が下振れするリスクが存在し、また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である。」としている。

本市の財政状況

世界的な金融経済危機の影響は、本市の税収にも顕著に現れており、本市の平成22年度一般会計決算では、歳入の内、市税が前年度より約3億2千万円、2.4%減少しており、特に個人市民税は約4億6千万円、7.1%減少している。また、財源不足を補うための臨時財政対策債を約4億3千万円発行している。今後も、景気回復は不透明であり、税収入がすぐに回復することは期待できない。さらに、国の補助金・交付金の見直し等、特定財源確保の見通しが不透明な点にも注意が必要である。

平成22年度と平成17年度の一般会計決算を比較すると、人件費+2.5%、扶助費+150.3%、物件費+8.9%、公債費（公共用地先行取得等事業債償還分除く）+20.0%と経常的経費は増加傾向にあり、臨時財政対策債等を除いた経常収支比率は、平成17年度の78.7%に対し平成22年度には88.9%と上昇し、妥当な水準とされる75%~80%を大きく超えている。さらに、昭和58年以来普通交付税の不交付団体であった本市は、平成23年度は交付団体となり、財政の弾力性は失われつつあると判断せざるを得ない。

予算編成の考え方

こうした状況の中、本市では平成23年度から第5次日進市総合計画がスタートしている。この計画は、本市が今後とも持続的に発展していくために、地域経営の視点に立ち、だれもが安全・安心に暮らせる、自然と調和した魅力ある住環境都市を市民との協働によって実現していくための羅針盤であり、「いつまでも暮らしやすい みどりの住環境都市」をめざして計画を推進していくものである。

平成24年度の予算編成では、各分野の事務事業に取り組む中で、竹の山地区新設校建設事業、給食センター増改築事業などを実施していかなければならない。こうしたことから、歳入では国県補助金等を積極的に獲得し、また税収確保のため継続的に徴収努力を行い財源を確保する。歳出では、限られた財源のなかで、事務事業評価や

施策評価の結果に基づき、また事業の選択と集中により徹底した歳出の見直しを行い、質の高い市民サービスを効率的に提供できるように予算編成を行うこととする。

また、平成22年度決算審査意見書及び監査委員からの指摘事項等を踏まえ、特に委託事業は、設計金額の精査や複数の見積りを徴収すること、また複数の契約をまとめて競争入札にすることなどにより、経費支出の削減や効率化を徹底し、職員全員がコスト意識を持って財政運営を図るものとする。

予算編成基本事項

1 歳入見通しと予算規模

- (1) 平成24年度当初予算編成における歳入予算を約237億円（平成23年度当初予算は229億円）と見込んだ。このうち市税140億円、財政調整基金等からの繰入金4億円、臨時財政対策債3億円、その他各種交付金等19億円による一般財源を166億円と見込んだ。
- (2) 歳入予算の見込みは、今後の国・県の動向によって大幅に変動する可能性もあり、一般財源の額の大幅な見直しが必要になる場合もあることを念頭に置くこと。
- (3) 国・県支出金については、積極的に要望し、総事業費及び補助基準を把握し正確に積算すること。なお、国・県の補助対象事業であっても、大幅な事務量の増加や将来一般財源による負担の増大が見込まれるような事業は安易に実施しないこと。
- (4) 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道使用料等については、収入未済額の減少及び収納率の向上に努めるとともに、適正に積算すること。
- (5) 寄附等については、積極的に受け入れること。ただし、利用目的が定まっていない不動産については、財政支出が伴うことがないように十分調整すること。

2 枠配分

- (1) 歳入一般財源見込み166億円から、人件費、扶助費、特別会計繰出金、一部事務組合負担金及び公債費として必要な一般財源105億3,000万円を除く、60億7,000万円を枠配分一般財源の額と設定した。
- (2) 枠配分額は、平成23年度当初予算額及び第5次総合計画における第2次実施計画の査定結果をもとに、現時点で予定される行政サービス等に必要な費用を各課室等別に積み上げ、その内の一般財源の額を部単位にまとめた。
- (3) 枠配分する一般財源には、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・県支出金などは含まれていないため、予算要求にあたっては、通常見込まれる分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・県支出金、財産収入、諸収入及び市債を積み上げること。

3 実施計画・行政評価等

- (1) 第2次実施計画で承認された事業は、事業展開の方法を十分検討し、査定額を超えない金額で予算要求すること。
- (2) 実施計画に未計上または承認されなかった事業の予算要求は認めない。また、次年度以降に財政負担を伴う債務負担行為、継続費についても、実施計画で承認された事業のみを対象とする。
- (3) 行政評価の結果、経営改革プランの内容は必ず予算に反映させること。
- (4) 担当部局において施策における事務事業の優先順位や、実施内容の見直しを図るとともに、事務の合理化・効率化・簡素化により、一層の経費削減に努め、事業の費用対効果を十分検討すること。
- (5) 監査や検査、決算審査などで指摘された事項は速やかに改善の上、適正に積算すること。
- (6) 補助金については、「客観的に公益上必要があると認められる場合においてのみ支出することができる」という基本原則を再確認するとともに、市の施策・社会情勢との整合性・受益者の範囲・市の関与の妥当性などを十分に検討し、所期の目的を達成したもののや効果の低いものについては、廃止を含めた制度の見直しを行うこと。なお、平成19年11月に日進市行政改革推進委員会から提言のあった、「補助金等交付についての提言書」の「補助金の審査結果」は、必ず予算に反映させること。
- (7) 施設の新設及び更新の計画立案については、既存施設や未利用土地の活用、他の新設予定施設との関連を考慮し、後年のランニングコスト等を算出した上で、適切な時期または規模及び内容を十分検討すること。

4 共通事項

- (1) 予算編成にあたっては、事業別予算であることを念頭に年間の事業計画を十分に精査した上で慎重な積算を行い、安易な増額補正、流用及び多額な不用額の発生を招くことのないようにすること。
- (2) 年度途中で特段の事由のない予算の増額補正及び予算流用はできない。また、事業内容の変更及び入札による執行残などにより不用額が生じた場合は、他へ流用することなく適切な時期に減額補正すること。
- (3) 予算要求書の内容は最大限尊重するが、積算内容は全てヒアリングによる査定を行うので、歳入・歳出予算ともに積算根拠を明確にすること。
- (4) 予算を伴う例規等の制定・改正がある場合は、日進市予算決算会計規則第27条に基づき財政課に事前協議すること。
- (5) 市民や関係機関・団体等に対し予算を伴う約束を交わすことは、予算成立に関する地方自治法及び市の予算編成過程の手続きに反する恐れがある行為であるので厳に慎むこと。

5 個別事項

- (1) 雇人費は、人事課の査定を受けたものに限り査定額を超えない金額で予算要求すること。
- (2) 消耗品及び備品は、入力留意事項の積算基準により区別して計上すること。
- (3) 郵送料は、総務課で一括計上するので、総務課からの照会に対して、決算状況や事業計画を考慮し十分精査した上で必要な額を回答すること。ただし、特別会計、補助金等のために個別に計上すべきものは、所管課で計上すること。
- (4) 委託料は年々増加傾向にあるので、委託業務の内容及び積算根拠を厳しく精査し、削減に努めること。特に、各種計画策定に係る業務には多大な経費を要しているため、必要性及び内容を十分検討し要求額を精査すること。
- (5) 指定管理者制度を導入している施設が、新たな契約締結を計画している場合、委託の範囲・歳入の受け入れ先等について経営管理課と十分に精査・調整の上で、必要な予算を要求すること。指定期間の終了にともなう契約締結についても同様とする。また、指定管理者制度の指定期間中の施設にあつては、当該施設の管理状況、事業報告書等の内容を十分に精査の上、積算根拠を明示すること。
- (6) 一部事務組合及び外郭団体への負担金及び補助金は、各組合・団体の事業内容を精査し積極的に見直すこと。なお、ヒアリングの際は所管課が説明をすること。
(ヒアリング時の各組合等職員の同席は可)
- (7) 特別会計への繰出金には多額の一般財源を必要とすることから、各特別会計の所管課は、予算編成方針を遵守し、健全な運営に努めること。